

平成 22 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
 平成 22 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算
 は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,699,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」に
 よる。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすこ
 とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2
 表 地方債」による。

| 第 1 表 歳入歳出予算 | | |
|--------------------------|------------|-----------|
| 歳 入 | | |
| 款 | 項 | 金 額 |
| | | 千円 |
| 1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費 | | 953,508 |
| | 1 分担金及び負担金 | 953,508 |
| 2 チ ッ ソ 貸 付 費 | | 2,317,340 |
| | 1 諸 収 入 | 2,317,340 |
| 3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費 | | 276,268 |
| | 1 繰 入 金 | 276,268 |

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------------------|-------------|-------------------|
| 4 支 援 措 置 費 | | 千円 |
| | | 6,444,049 |
| | 1 国 庫 支 出 金 | 4,475,019 |
| | 2 繰 入 金 | 853,030 |
| | 3 県 債 | 1,116,000 |
| 5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費 | | 2,707,978 |
| | 1 繰 入 金 | 2,302,978 |
| | 2 県 債 | 405,000 |
| 歳 入 合 計 | | 12,699,143 |

| 歳 出 | | |
|------------------------------|---------|------------------|
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 水 俣 湾 堆 積 汚 泥 処 理 事 業 費 | | 千円 |
| | | 2,100,847 |
| | 1 公 債 費 | 2,100,847 |
| 2 チ ッ ソ 貸 付 費 | | 5,645,020 |
| | 1 公 債 費 | 5,645,020 |

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------------------|---------|---------------|
| 3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費 | | 千円 276,268 |
| | 1 公 債 費 | 276,268 |
| 4 支 援 措 置 費 | | 1,969,030 |
| | 1 環 境 費 | 1,116,000 |
| | 2 公 債 費 | 853,030 |
| 5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 | | 2,707,978 |
| | 1 環 境 費 | 2,700,000 |
| | 2 公 債 費 | 7,978 |
| 歳 出 合 計 | | 12,699,143 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|------------------------|-----------------|--|---|---|
| チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金 | 千円 1,116,000 | (借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 | 年5.0% 以 内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率) | 据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。 |
| 一 時 金 支 払 関 係 出 資 金 | 405,000 | (借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 | 年5.0% 以 内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率) | 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。 |
| 計 | 1,521,000 | | | |

平成22年度熊本県公債管理特別会計予算

平成22年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,140,025千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|-----------------|------------|
| | | 千円 |
| 1 財 産 収 入 | | 67,395 |
| | 1 財 産 運 用 収 入 | 67,395 |
| 2 繰 入 金 | | 28,318,338 |
| | 1 一 般 会 計 繰 入 金 | 27,578,338 |
| | 2 基 金 繰 入 金 | 740,000 |
| 3 県 債 | | 46,754,292 |
| | 1 県 債 | 46,754,292 |
| 歳 入 合 計 | | 75,140,025 |

| | | |
|---------|---------|------------|
| 歳 出 | | |
| 款 | 項 | 金 額 |
| 1 公 債 費 | | 千円 |
| | | 75,140,025 |
| | 1 公 債 費 | 75,140,025 |
| 歳 出 合 計 | | 75,140,025 |

第2表 地 方 債

| 起債の目的 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|-------|------------|--|---|---|
| 借 換 債 | 46,754,292 | (借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行（他の地方 公共団体との共同 発行を含む。） (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。 | 年5.0% 以 内 (但し、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率) | 借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 但し、県財政の 都合により、繰上 償還をなし、又は 借り換えをするこ とができる。 |

平成22年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 152,280,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 | |
|-----------|---|---|-------------|
| 第1款 事業収益 | | | 1,473,782千円 |
| 第1項 営業収益 | | | 1,456,363千円 |
| 第2項 営業外収益 | | | 17,419千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 事業費 | | | 2,269,279千円 |
| 第1項 営業費用 | | | 2,117,432千円 |
| 第2項 営業外費用 | | | 107,709千円 |
| 第3項 特別損失 | | | 29,138千円 |
| 第4項 予備費 | | | 15,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 | |
|---------------|---|---|-----------|
| 第1款 資本的収入 | | | 613,014千円 |
| 第1項 他会計からの返還金 | | | 613,014千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資本的支出 | | | 474,882千円 |
| 第1項 建設改良費 | | | 20,468千円 |
| 第2項 企業債償還金 | | | 178,860千円 |
| 第3項 他会計への繰出金 | | | 265,554千円 |
| 第4項 予備費 | | | 10,000千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支 出

 第1款 事業費

 第1項 営業費用

 第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 621,658千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成22年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 給水箇所数 | 33箇所 |
| (2) 年間総給水量 | 8,839,570m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 24,218m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、電気事業会計から5,243千円を借り入れる。

収 入

| | |
|-----------|-----------|
| 第1款 事業収益 | 828,676千円 |
| 第1項 営業収益 | 695,910千円 |
| 第2項 営業外収益 | 132,766千円 |

支 出

| | |
|-----------|-------------|
| 第1款 事業費 | 1,087,127千円 |
| 第1項 営業費用 | 908,578千円 |
| 第2項 営業外費用 | 171,549千円 |
| 第3項 予備費 | 7,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額284,148千円は、過年度分損益勘定留保資金284,148千円で補てんするものとする。）。

収 入

| | |
|-----------|-------------|
| 第1款 資本的収入 | 1,053,705千円 |
| 第1項 企業債 | 222,000千円 |
| 第2項 長期借入金 | 403,944千円 |
| 第3項 工事受託金 | 85,688千円 |
| 第4項 補助金 | 110,491千円 |
| 第5項 雑収入 | 201,114千円 |
| 第6項 工事負担金 | 30,468千円 |

支 出

| | |
|--------------|-------------|
| 第1款 資本的支出 | 1,337,853千円 |
| 第1項 建設改良費 | 143,522千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 569,866千円 |
| 第3項 長期借入金償還金 | 624,465千円 |

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------|-----------|---|-------------|---|
| 資本費平準化債 | 222,000 | (借入先) 銀行、財務省、 地方公共団体金融 機構、会社、その 他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (その他) 財政その他の都 合により、一部も しくは全部を翌年 度以降に繰り下げ て借り入れするこ とができる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。 | 年 5% 以 内 | 借入れの年か ら据置期間を含 め 20 年以内 半年賦元利均 等償還又は半年 賦元金均等償還 等 但し、財政そ の他の都合によ り、繰上償還を なし、又は借り 換えをすることが できる。 |
| 計 | 222,000 | | | |

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め
る。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事 業 費

第 1 項 営 業 費 用

第 2 項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費 75,243千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、207,015千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成 2 2 年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 2 年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間普通駐車台数 107,747台
- (2) 年間定期駐車台数 3,461台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | | | |
|-------------|---|---|-----------|
| | 収 | 入 | |
| 第 1 款 事業収益 | | | 124,382千円 |
| 第 1 項 営業収益 | | | 123,442千円 |
| 第 2 項 営業外収益 | | | 940千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第 1 款 事業費 | | | 86,935千円 |
| 第 1 項 営業費用 | | | 76,061千円 |
| 第 2 項 営業外費用 | | | 8,874千円 |
| 第 3 項 予備費 | | | 2,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,565千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額170千円及び建設改良積立金3,395千円で補てんするものとする。)

| | | | |
|-------------|---|---|---------|
| | 収 | 入 | |
| 第 1 款 資本的収入 | | | 0千円 |
| | 支 | 出 | |
| 第 1 款 資本的支出 | | | 3,565千円 |
| 第 1 項 建設改良費 | | | 3,565千円 |

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出

 第 1 款 事業費

 第 1 項 営業費用

 第 2 項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 7,279千円
(たな卸資産の購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成 2 2 年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 2 年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 150床
- (2) 年間患者数
 - 入 院 48,545人
 - 外 来 32,230人
- (3) 一日平均患者数
 - 入 院 133人
 - 外 来 110人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|-------|-----------------|-------------|
| 第 1 款 | 病院事業収益 | 1,605,502千円 |
| | 第 1 項 医 業 収 益 | 846,422千円 |
| | 第 2 項 医 業 外 収 益 | 759,080千円 |
| 支 出 | | |
| 第 1 款 | 病院事業費用 | 1,594,436千円 |
| | 第 1 項 医 業 費 用 | 1,486,968千円 |
| | 第 2 項 医 業 外 費 用 | 107,418千円 |
| | 第 3 項 予 備 費 | 50千円 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額196,107千円は過年度分損益勘定留保資金196,107千円で補てんするものとする。)

| 収 入 | | |
|-------|---------------------|-----------|
| 第 1 款 | 資本的収入 | 39,553千円 |
| | 第 1 項 一 般 会 計 負 担 金 | 39,553千円 |
| 支 出 | | |
| 第 1 款 | 資本的支出 | 235,660千円 |
| | 第 1 項 建 設 改 良 費 | 62,182千円 |
| | 第 2 項 企 業 債 償 還 金 | 173,478千円 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 865,804千円

(2) 交 際 費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 6 条 たな卸資産の購入限度額は、65,618千円と定める。

公 告

熊本県公告第 1 8 4 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成 2 2 年 4 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業名 | 地区名 | 工事着手年月日 | 工事完了年月日 | 事業主体 |
|------|-----|----------------------|------------------|------|
| 暗渠排水 | 広安 | 平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日 | 平成 2 1 年 6 月 4 日 | 益城町 |

熊本県公告第 1 8 5 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成 2 2 年 4 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業名 | 地区名 | 工事着手年月日 | 工事完了年月日 | 事業主体 |
|------|-----|--------------------|----------------------|------|
| 区画整理 | 赤仁田 | 平成 1 8 年 7 月 1 4 日 | 平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日 | 熊本県 |

熊本県公告第 1 8 6 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営羊角湾周辺二期地区（下平前田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 2 2 年 4 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類
変更後の県営羊角湾周辺二期地区（下平前田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 2 2 年 4 月 7 日から平成 2 2 年 5 月 1 0 日まで
- 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第 1 8 7 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 2 年 4 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字飯高 3 1 1 3 番 2 8、同 3 1 1 3 番 3 1、同 3 1 1 3 番 3 2 及び同 3 1 1 3 番 3 5
4, 7 4 2. 5 5 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市龍田町弓削 1 0 3 0 番地 2
株式会社星山建設工業

熊本県公告第188号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により荒尾市住吉土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年4月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 組合の名称 荒尾市住吉土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成8年4月25日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区 荒尾市万田字大平、宮内字山中、字東尾田峰、宮内出目字住吉の各一部
- 4 事務所の所在地 荒尾市宮内出目390番地
- 5 設立認可の年月日 平成8年4月25日
- 6 変更認可の年月日 平成22年3月29日

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第18号

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月6日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴田憲保

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程（平成12年選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25章 政党その他の政治団体」を「第25章 政党その他の政治団体等」に改める。

- 第25章の章名中「政党その他の政治団体」を「政党その他の政治団体等」に改める。
- 第10条中「直ちにその写しを添えて」を「直ちにその告示の写しを添えて」に改める。
- 第31条第1項中「令第59条の4第3項」を「令第59条の4第4項」に改める。
- 第66条中「衆議院議員」を「衆議院（小選挙区選出）議員」に改める。
- 第93条第1項中「第112条」を「第95条」に改める。
- 第112条第2項中「第132条」を「第108条」に改め、第3項中「第123条」を「第106条」へ改める。
- 第113条第1項及び第128条を「第111条」に改める。
- 第116条第1項中「第201条の14」を「第201条の15」に改める。
- 別記第20号様式中「選任したから」を「選任したので」に改める。
- 別記第28号様式を次のように改める。
- 第28号様式（県議会議員選挙の投票用紙の様式）（第24条関係）

| | | |
|---|--|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> こうほしやしめい 候補者氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 5px;"></div> | <p style="text-align: center;">年執行 熊本県議会議員選挙</p> <p style="text-align: center;">○注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かなくて可い。</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 熊本県選挙管理委員会之印 </div> |
|---|--|--|

別記第38号様式中「6 病院（施設）の名称若しくは所在地に変更があった場合は、直ちに当委員会に届け出なければならない。」を「6 立会人については、できるだけ貴施設以外の第三者を選任すること。7 病院（施設）の名称若しくは所在地に変更があった場合は、直ちに当委員会に届け出なければならない。」

別記第42号様式中「令第59条の4第1項」を「令第59条の4第3項」に改める。

別記第43号様式中「令第65条の17第3項」を「令第65条の17第2項」に改め

る。

別記第57号様式を次のように改める。

第57号様式（送付書の様式）（第44条関係）

送 付 書

- 1 投票録の写し
- 2 期日前投票所投票録の写し
- 3 開票録の写し
- 4 投票者調（集計表）
- 5 不在者投票に関する調書
- 6 在外選挙に関する調書
- 7 在外選挙人の不在者投票に関する調書
- 8 仮投票調書
- 9 仮投票のてんまつ書
- 10 投票用紙及び投票用封筒使用数調（集計表）

上記のとおり送付します。

年 月 日

何開票管理者 氏 名

何選挙長 氏 名 様

別記第58号様式中「の選挙長の定める場所」を削る。

別記第120号及び第121号様式備考4中「寸法によらず」の下に「、期日前投票所又は」を加える。

別記第136号及び第137号様式中「第201条の14」を「第201条の15」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。